経過　会社側ニ於テハ、当初ハ同一條ニ入ル旨ヲ
主張シ、会社ハ当初ハ二分増トスルノ外ナキ旨ヲ報
告側ニ於テハ飽ク迄モ次会部ノ交渉ニ於テ決
セラルヘキ旨ヲ述ヘ双方折衝中十七日四時ヨリ
横鉱夫側代表ト懇談後会社側ト折衝後記事
件ニツキ円満解決セリ
記事
一、八時間当初ノ本書ニ於テ理解スルコト
一、右ニ関スル本書ニ差異ノ時間ニ対シテハ当分ノ
制度ヲ認ムルコト
一、書記食料ハ一ヶ月四十二円ヲ
三、会社ハ従来ニ変更ナキ様努ムルコト

（協調會勞働課）